九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

明朝宦官の政治的地位について

野田，徹
九州大学大学院文学研究科博士課程

https://doi.org/10.15017/25754

出版情報：九州大学東洋史論集. 21, pp.47-64, 1993-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

明朝宦官の政治的地位について

野田　徹

はじめに
1　明朝宦官の「内官職」と「特務職」について
2　司礼監について
3　鎮守太監について
むすび
註

はじめに

最近、ここ二三年の傾向であるが、中国の出版物の中に宦官を取り扱った書籍や論文が目立つようになった。宦官の存在自体が興味をひくものなので、歴史研究者といわずともこれに注目する人は多いが、中国は世界の中で、ほとんど唯一宦官制度を長く存続させていた国であり、中国側でこのような研究が盛んに行なわれるのは、有意義であるし、確かな成果が期待できることと思う。

従来の研究は、宦官が皇帝権力に寄生し、私欲に奔って横暴なふるまいが多く、国政を乱したという点をとらえ、一王朝が衰滅する一因として論述することが常であった。というのも、宦官は史料の中では常に負の評価を与えられており、この様な史料を安易に集積し、当時の人の目を通した宦官像が作り上げられるからである。これに対し、最近見られる研究では宦官の制度を中国の伝統文化の産物と考え、数千年に及ぶ宦官制度の歴史を全体的に見て、人類学的な見地からとらえてい

こうという新しい動きが見える。

日本では、三田村泰助氏の『宦官』[1]がよく知られているが、専門の研究書とはいえず、中国の宦官制度についての紹介に終始している。しかし、そのまえがきに「四千年にわたる専制君主制と表裏して、同じように生きながらえた宦官についても、いわば歴史における陰の山脈として、それの一貫した姿をとらえてみることの重要性を無視するわけにはいかない。こういったことから、宦官の研究は単なる猟奇的な好奇心をこえて、中国史の重要な課題の一つであるといってよい。」と言い、宦官研究の課題を示されている。この課題は次代の我々に課されたものとして受けとめなくてはならないだろう。しかし、これまでの日本の研究では、テーマにしても、時代にしても部分的にしか研究されていないのが実情である。思うに、宦官制度は君主制の存する限り中国では一貫して存在し続けてきた。というものの、宦官組織自体が一定の方向に従って発展していったのかというと、判断は難しい。なぜなら、何を基準にして発展といってよいか明確ではないからである。つまり宦官が隆盛する事をもって発展というか、それとも宦官が中国の支配組織の中で有効な役割を果たす事をもって発展というかの問題である。またどちらにしても皇帝自身の理念や王朝の成立事情、政治制度の形成のされ方に左右され、発展の一般的傾向は測りがたい。ただ、明代の宦官組織を見てみれば、宦官隆盛の点でも、宦官組織の機能についても最も発展した形態であるといえる。その形態は明らかに先の王朝と組織的に異なる点が見られ、その機能を見てみると、これが独裁君主制の発展と深いつながりのあることが分かる。

1　明朝宦官の「内官職」と「特務職」について

広く世界史を見てみれば、宦官が存在したのは中国だけでなく、古代エジプト・ギリシア・ローマ・トルコなどにもあった。しかし、その中で中国のみがその制度を長く存続させている。その原因は中国においてこの宦官制度が是認されていたからである。「身体髪膚、受之父母、不敢毀傷、孝之始也。」という文化伝統をもつ中国人からみれば、生殖器を失った宦官自体は忌むべき存在とされるのだが、その一方で皇帝を天子として国家統治の頂点に戴き、その天子の正統、血統の純粋性を守るために、宦官という男でもなければ女でもない無性者を調法したのである。それを証明するように、宦官に対する非難は章奏・文集の類に数多くみられるものの、実際にその内容を見てみると、宦官を重用することを諫めたり、宦官に政事

関与させることに対する戒めが中心で、宦官制度そのものの撤廃を求めたものはほとんど見られないのである。このような中国人の宦官に対する態度は一見すれば矛盾するようにみえる。だが特別な機能を果たすように期待して、その存在を是認する部分と、国政擾乱の根源として警戒した部分があり、このふたつのあいだに、ある特定の線引きができるのである。こういった観点からみて分類されたふたつの部分を宦官の役職と対照して、それぞれをここでは「内官職」、「特務職」と称し論じることにする。

第一に内官職についてだがこれは宦官の存在が是認される部分であり、中国歴代のどの王朝にも存在していたものである。宦官という作られた無性者の利点が活かされたのは、まず後宮の使用人としてで、皇帝の血統の純粋性を保つ為に都合が良かったからである。後宮の使用人として宦官は宮内の衣食住等の用品の製造・調達・管理を請け負った。さらに多くの王朝では、活動範囲、職務領域は後宮のみにとらわれず、皇帝の近侍としてよく仕え、皇子の養育にあたることもあり[3]、宮廷内の生活運営の歯車となっていた。

この内官職はさらに三つに分けることができる。第一は内官職の中心である宮廷生活運営の官で、先に述べたように衣食住の管理調達の他、宮廷内の冠婚葬祭等の進行を職とする。第二には、宮廷内で使用される器物やその製造の為の資材、並びに賞賜のための財物を貯蔵しておく倉庫を管理する庫蔵の職がある。第三には宮城にある各門の開閉・出入りの検察を行なう門官の職がある。そのそれぞれが宦官を有した王朝のそれぞれに基本的に備わっていた。

明代の宦官の職掌について最も詳しいとされる劉若愚『酌中志』[4]巻十六内府衙門職掌を参考にし、明の宦官衙門について、この内官職に該当するものを見ていく。第一に宮廷の生活運営の職にあたるものは、三田村『宦官』にも紹介され一般によく知られる明の宦官二十四衙門がある。二十四衙門とは、司礼監・内官監・御用監・司設監・御馬監・神宮監・尚膳監・尚宝監・印綬監・直殿監・尚衣監・都知監の十二監、そして惜薪司・鐘鼓司・宝鈔司・混堂司の四司、兵仗局・銀作局・浣衣局・巾帽局・針工局・内織染局・酒醋麺局・司苑局の八局である。これらは皆生活運営の職の部類に入るであろう。但し司礼監については後でも触れるが、宦官全体の筆頭衙門であるだけに内官職であると同時に特務職も兼ねている。また、二十四衙門からは外れるもの、同様に生活運営の職にあたるものには、次のようなものが挙げられる。霊台は欽天監と同じく天文の事を受け持つ。御酒房では専ら竹葉青等の酒を作る。牲口房には珍獣の類が収められ、更鼓房は時刻を伝え、甜食房で

は菓子を作った。

次に宦官の掌する庫蔵の職についてだが、代表的なものは内府供用庫と司鑰庫・内承運庫である。内府供用庫は、皇城内の二十四衙門や山陵を管理する内官の職米を蔵し、御前の白蠟黄蠟沉香などもこの庫に収められた。司鑰庫は宝源局で鋳造された制銭を収め賞賜の用に備えた。また乾清宮や東華門・午門の鎖鑰（錠前）はみな司鑰庫の監工が三更五点（午前四時すぎ）に宮中より発出し、各門を開いた。鑰はすぐにもどされた。内承運庫は金銀沙羅象牙珊瑚などの類を蔵した。庫蔵は他に甲字庫・乙字庫・丙字庫・丁字庫・戊字庫・承運庫・広運庫・広恵庫・広積庫・贓罰庫の十庫などがあった。[5]

門官については、京城の内外十六門をあげており、正陽門・永定門・崇文門・左安門・広渠門・東便門・宣武門・右安門・広寧門・西便門・朝陽門・東直門・阜成門・西直門・得勝門・安定門に、おおよそ掌門官一名と管事が十余名がいた。

次は宦官の職として、一般に是認しがたい部分、それが「特務職」である。特務職は宦官の職としては二次的なものである。宦官は内官職にあずかることで、皇帝・后妃のそばに仕え、ともに宮城という限られた空間の中で生活する。王朝が安定し、皇帝も三代四代となると、生まれてから死ぬまで、宦官とともに暮らすようになる。そして、日常生活の応対の中から自然と近侍の宦官に信頼を寄せていく。例えば、明の六代皇帝として九歳にして即位した英宗は、東宮以来の近侍である王振を「帝方傾心嚮振、嘗以先生呼之」[6]というように心を寄せていた。

皇帝が外臣たる一般官僚に対し不信感を抱いたとき、この信頼関係をもととして、皇帝は内官職を越えた特別任務を宦官に与えるようになる。その中心は、単に皇帝が直接知ることのできない宮城の外の情勢や、官僚の動向を探る諜報組織や特別に地方に派遣される監察官の系統と、禁軍を始めとする軍隊の指揮権を任される監軍・帥師の系統がある。そして、明代には、皇帝の特命により各地へ出て財物を求めるものや、蘇松地方の織造を監督したり、商税や砿税の徴収を監督する徴税官の系統がこれに加わる。

明代の宦官の特務職を具体的に挙げてみよう。まず東西廠および内行廠であるが、これらはみな諜報組織である。東廠は永楽十八年（一四二〇年）以来常設のもので、司礼監太監のうち一人がこれを提督し、捜索・逮捕・刑獄を任とした。西廠は常設ではなく、成化十二年（一四七六年）に汪直を提督とした時と、正徳九年（一五一四年）谷大用を提督とした時の二度にわたって設けられ、東廠と表裏をなした。内行廠も常設ではなく、正徳時代に劉瑾が設けたものである。これらの機関

は近衛の錦衣衛と協力して、城内外の巡察、犯人の逮捕尋問を行なった。[7] 軍職の系統としては、都下の京営を監督する提督京営と、地方に駐屯する鎮守太監のふたつがあげられる。明の京営は当初は洪武以来の五軍営に、三千営・神機営を加えた三大営があったが、景泰期にこれを再編して十団営を、成化期には更に十二団営をつくった。そして各営に宦官を監督役として置いた。史料では十団営について『英宗実録』巻二二四景泰三年十二月癸巳の条に

総督軍務少保兼兵部尚書于謙・総兵官武清侯石亨等議、選五軍神機三千等営精鋭官軍十五万分十営。毎営置坐営都督一員、都指揮三員、把総都指揮十五員、指揮三十員、毎隊置管隊官二員、有警分調勦賊、其余官軍各委頭目於本営訓練守備京師、命太監阮讓・陳瑄・盧永・都督楊俊・郭震・馮宗提督・讓俊四営、瑄震三営、永宗如之俱聴太監劉永誠吉祥及謙亨等約束調遣。

と記し、また十二団営については『憲宗実録』巻四一成化三年四月乙卯の条に

設十二営坐営官。以平江伯陳鋭坐奮武営、都督同知趙勝耀武営、都督僉事王瑛錬武営、右都督劉聚顕武営、都督同知鮑政敢勇営、都督同知白玉果勇営、左都督和勇效勇営、都督同知馬良鼓勇営、都督僉事武忠立威営、都督僉事湛清伸威営、都督同知張欽楊威営、都督僉事李杲振威営。毎営仍令内官一員協同管操。其白玉所領鳳陽守備官軍、令留守穆盛代領操備。和勇所領両広殺賊達官軍、令都督僉事廉忠代領殺賊。

と記しているが如くである。また、劉瑾が専権を欲しいままにしていた正徳期に、この団営を掌握していた張永がそれを利用し、劉瑾を追放したこともあった。[8] また一方の鎮守太監と称される軍職であるが、これについては本稿第三節で、明代の政治システムの中における内官という集団の位置を示す側面をもつものとして別に論じることにする。

徴税官の系統に当たるのは、明末の民変で問題にされる砿税太監や織造太監をはじめとし、燒造太監、珠池太監、市舶司太監などが例として挙げられる。皇帝が何らかの物品をもとめて宦官を派遣することは、宦官に厳しかった洪武期でさえみられる。明の王世貞『弇山堂別集』に

（洪武）二十五年二月己丑、遣尚膳太監而聶・司礼太監慶童齎敕、往諭陝西河州等所属番族、令其輸馬、以茶給之。甲辰、尚膳太監而聶等至河州、召必里諸番族、以敕諭之、諸番族皆感恩意、争出馬以献。於是得馬万三千四十余匹、以茶三十余万斤給之、諸族大悦。而聶遣使入奏、命以馬分給河南、山西、陝西衛所騎士。

とあるような茶馬貿易から[9]、

永楽五年六月己亥、上諭都察院、謂「去年曽内侍李進往山西採天花、此一時之過、後甚悔之、更不令採。比聞進詐伝詔旨、偽作勘合、招集軍民、復以採弁為名、大為民害。所在官司、都不奏来、此与胡藍斉黄欲壊国事者何異。即遣御史二員、徑詣山西、将進等一干鞫問明白、戒送京師、必置重法。若都司、布政司有干渉者、並鞫治之、雖関皇親、亦不恕。」

とあるように、永楽帝自身も認めるような気まぐれから出外の機会を得ることもある[10]。明代においては、このような一時的な出外からさらに進んで、発展をみせる地方の特定の産業に対して、常設の監督組織を置き、内官を以てこれに充てているのが非常に特徴的である。それがさきに挙げた各種の徴税及び産業監督の職となるのである。

以上、本節では宦官の職を「内官職」と「特務職」というように、大きくふたつに分け、それぞれどういうものがそれに当たるのかを述べてきた。全宦官衙門を総轄するものとして格別な特殊性をもつ司礼監をのぞけば、明代の宦官はこの内官職と特務職の区分けがたいへん容易である。それは以前の王朝では宦官の特務職が宦官固有の独自性をもった衙門として成立していたケースが見あたらないのに対して、明代ではそれがはっきりと存在しているためである。唐における宦官の在所は内侍省で、これが宦官全体を掌握していた。その属として別に掖庭局（掌宮人簿籍）宮闈局（掌宮内門禁）奚官局（掌宮人疾病死喪）内僕局（掌宮中供帳燈燭）内府局（主中蔵給納）という五局がある。（五局有令丞皆内官為之[11]）これらはいずれも内官職に該当する衙門である。これに対し宦官独自の専門的特務職はなく、内侍省の内で高位をしめるものが、皇帝の信頼を得て帥師の任を授かるのが専らである。それに対し明の特徴は宦官専有の衙門として、一般には是認しがたい特務職が充実していることが認められる。特務職は本来ならば内臣の占めるべき職ではなく、外臣を以て任ずるべきであった。明にみられる宦官の特務職の充実は、内臣をして職的に外臣と並ぶ政治的集団に成長せしめたのである。

2　司礼監について

司礼監は宦官二十四衙門をはじめとする明朝宦官組織の筆頭衙門である。そしてその長である司礼監太監は内朝随一の権勢をもち、王振・劉瑾・魏忠賢など専権を振るって官場を騒がせた大宦官はみなこの地位を得ている。本来司礼監は宮廷内の礼儀行事を掌する内官職の一衙門に過ぎなかった。しかし、宣徳時代に設けられた内書堂[12]が宦官の学校として王振のよう

なエリート宦官を輩出しだすと、文筆の能力をもった宦官たちの能力を皇帝が用いはじめ、内書堂出身者を吸収した司礼監は外朝の内閣と同等の地位を確立した。司礼監の陰の内閣としての地位は、すでに谷光隆氏の「成化時代における司礼監の地位」によって研究されている。その要旨は次のようなものである。

成化時代にはいると皇帝憲宗は次第に政事から遠ざかり、皇帝と内閣大臣による閣議はなくなり、皇帝と外臣の間に内臣が介在して、政事への関与を深めた。さらに内臣には、軍事警察上においての監権があり、外臣はこれに拮抗する力を持ちえず、内臣の政事関与の度はますます増大した。また、京堂官の任用権も内臣が握るようになり、司礼監の陰の内閣としての地位がこの成化時代に確立された。さらに、章奏の裁決の手続き上においても、司礼監にその決定権を握られるようなシステムがあった。[13]

この司礼監の地位と役割はもうすでに内官職の域を越えるものである。しかし、本来は司礼監も内官職にあたる衙門の一つに過ぎず、輔政の機能もその本来の職能に由来して後から生まれたものだと思われる。明の王世貞『弇山堂別集』にまとめられている明建国期前後の宦官衙門とその職掌を見てみよう。

明の前身である呉においては、内府の衙門としてはまず内使監があり、おもに衣食のことを掌し、その他には御用監・御馬司が設けられていたに過ぎない。その後、明国が成立し諸制度が整うにしたがって、内府の制も充実し始め、まず洪武十七年に大きく整理される。「十七年四月癸未、更定内官諸監庫局及外承運等庫局品職」[14]として、後の二十四衙門に当たる監局の職掌が定められた。

内官監……通掌内史名籍、総督各職、凡差遣及欠員、具名奏請。
神宮監……掌太廟祭器及祭祀灑
尚宝監……掌御宝図書、凡用御宝則奉請、然後付尚宝司官用之、畢則捧入。
尚衣監……掌御用冠冕衣服靴履。
尚膳監……掌御膳。
司設監……掌御用儀杖、輦輅輿帳裀褥張設

司礼監……掌宮廷礼儀、凡正旦冬至等節、命婦朝賀等礼、則掌其班位儀注、及糾察内官人員違犯礼法者。
御馬監……掌御厩馬匹。
直殿監……掌各殿灑埽陳設。
巾帽局……掌造内府冠帽。
針工局……掌内府衣服。
織染局……掌織染段疋。
顔料局……掌燒造銀硃等項顔料。
司苑局……掌種蒔蔬果。
司牧局……掌牧養孳牲。

更に洪武二十八年に、これらが重ねて定められたところによれば次のようになる。[15]

神宮監……掌灑埽太廟殿庭廊廡。
尚宝監……掌御宝璽敕符将軍印信。
孝陵神宮監……掌灑埽殿庭及栽種果木蔬菜之事。
尚膳監……掌供養奉先殿并御膳与宮内食用之物、又督光禄司供奉宮内諸筵宴飲食之事。
尚衣監……掌御用冠舄袍服履并靴韈之事。
司設監……掌御用車輿床榻衾褥帳幔諸事。
内官監……掌成造婚礼粧奩冠舄傘扇衾褥帳幔儀杖及内官内使貼黄諸造作、并宮内器用首飾輿架閣文書諸事。
司礼監……掌冠婚葬祭礼儀制帛與御前勘合賞賜筆墨書画并長随當差内使人等出門馬牌等事、及督光禄司供応諸筵宴之事。
御馬監……掌御馬及諸進貢并典牧所関収付内官監収用、及造内官諸人衣服鋪蓋諸事。
巾帽局……掌造内官諸人紗帽靴褥及預備賞賜巾帽之事。

司苑局……掌宮内諸処蔬果及種田之事。
酒醋麺局……掌内官諸人食用酒醋麺糖諸物。

ここにおいて特に注目すべきなのは、内官監と司礼監である。洪武十七年段階では、内官の職掌を「通掌内史名籍、総督各職」とし、この時点での宦官筆頭衙門としての役目は内官監の方にあるような観がある。そして一方、司礼監には「掌宮廷礼儀、凡正旦冬至等節、命婦朝賀等礼、則掌其班位儀注、及糾察内官人員違犯礼法者。」としてあるだけである。しかもこの時、内官監の首である内官監監令が正六品であるのに対して、司礼監の監令は正七品である。[16]

ところが洪武二十八年段階に至っては、内官監の職掌に宦官全体を統轄するような事は定められていない。かといって司礼監にもとの内官監の職分が移された様子もない。また官品については各監の首はみな四品に定められている。これに従えば、この時点では宦官衙門の中には、特別にその地位が突出した衙門はなかったといえる。しかし、その後の両者の立場を見てみれば、先に述べたような司礼監の優勢さに対して、内官監は国の土木建築等を専らにするにとどまっており、両者の間の逆転現象は明かである。この逆転現象は、明朝の明朝の宦官組織の特異性を示唆するものとして、重要なものだと考えられる。

十七年段階の内官監は、呉時代の内使監をそのまま引き継いだものであり、その設置の目的は宮廷内の宦官を総監するためであった。これは唐代宋代の内侍省に相当し、とりあえず前制に従って設置されたものであろう。しかし、建国以来時がたち、洪武帝の独裁権が確立されると、しだいに洪武帝の政治理念が官制に反映されるようになり、外朝の六部が皇帝直属となったように、内官の衙門もすべて皇帝直属となり、特に総監役を設置することを避けたものと思われる。これによって二十八年段階のような規定が生まれたのである。さて、次にその後の司礼監の成長について考察しなければならない。先にあげた谷光隆氏の研究は、司礼監が明の政治体制の中で内閣と拮抗あるいは凌駕しさえする地位に昇ったことについて、その経緯と要因を探求している。だが、ここではその前段階として、司礼監が内朝の筆頭衙門にのし上がるまでの要因を探求すべきである。それについてはまず、司礼監の内官職の上での職能から求めてみるのがよいだろう。

洪武年間の司礼監の職をもう一度確認してみると、十七年に定めた所では、宮廷の礼儀を掌し、正旦・冬至などの節、命

婦朝賀などの礼についてその席次や儀注を掌し、内官の中に礼法に違反するものがあれば、これを糾察することも担った。二十八年に定めたところでは、冠婚葬祭の礼儀について、所用の制帛と天子の御座所を掌し、賞賜される筆墨書画や下級の宦官の出入りの監査をし、光禄司の供する酒宴の事の監督を担った。これらを総じて言えば、司礼監の職は宮廷内の儀礼・行事の運営と、宦官に対する若干の警察的役割があった。十七年の規定に見える内官糾察の事は実録に実例がみられ[17]、

以大祀南郊、上御正朝文武群臣受誓成。礼畢、上御斎宮。命内官内使各謹斎戒、如有飲酒食葷、及随侍入壇而唾地者皆罪之。令司礼監専糾察縦容者同罪。

とのとおりである。こうして見ると前節で触れた東廠は、永楽十八年に添設されたものだが、それはその糾察義務を遂行するために司礼監の属として置かれたものと考えられる。司礼監が内朝の警察権を握るようになったことは、司礼監の内朝での地位を高めたのである。そして、その本源は厳正に行なわれるべき中国皇帝の儀礼の運営役という司礼監本来の内官職にあるのである。また、儀礼に関わることから司礼監の監員には、職能として礼法を弁えておくことが要求される。このために、司礼監の長にはほかの宦官とは一線を画するような学識や品位が要求されるようになったのであろう。永楽中に英国公張輔らが派遣され、ベトナムへの遠征が行なわれたが、その時幾人かの幼児を連れかえり宦者にしたてた。その中のひとりの范弘の伝に[18]

范弘交阯人、初名安。永楽中、英国公張輔以交童之美秀者還、選為奄、弘及王瑾、阮安、阮浪等与焉。占対嫻雅、成祖愛之、教令読書、渉経史、善筆札、侍仁宗東宮。宣徳初、為更名、累遷司礼太監、偕（金）英受免死詔、又偕英及御用太監王瑾同賜銀記。正統時、英宗眷弘、嘗目之曰蓬萊吉士。十四年従征、歿於土木、喪帰、葬香山永安寺、弘建也。而王瑾至景泰時始卒。

とある。これによれば宣徳年間に内書堂が設けられる以前に、太祖の制である「内臣不許読書識字[19]」を破り、一部の宦官に教育を施している。そしてその内范弘が司礼太監となっているのは、彼の修得した能力が司礼監の職能として求められる所と合致したからだと考えられる。明が安定期に入り儀礼も整い、いわゆる守成の段階に入る頃と司礼監の躍進は時を同じくしておりまたエリート宦官を養成する内書堂も設置されている。司礼監の宦官に学識が必要とされたのも、司礼監の職能の上での要求があったためであろう。

他の内官諸衙門が、どちらかといえば職人的な衣食住の製造にあたり、高度な知識を要しないのに反して、司礼監の取り組む儀礼とは、帝室の中の秩序ひいては中国社会全体の秩序の規範ともいえる。その規範を熟知し、その上規範に反するものを逮捕処罰する権限を持つ司礼監が宦官全体の支配権を得ることはおろか、内朝全体の中において高い発言力を得ることは必至のことのように思われる。

元末の乱世から明を興した太祖洪武帝は、戦乱で荒れた中国の復興を図って、農業の振興を中心に諸政策を実施した。また、それと平行して、皇帝独裁の政治体制の構築を進行させていった。その過程の中で洪武帝が重視したことのひとつは、皇帝権の絶対安定であり、何者も皇帝権を冒さないことを企図した。胡藍の獄など異己の粛清、宰相の廃止と六部の皇帝直属化などもすべてその理念に由来している。さらに皇帝独裁の完成に向けて、二代皇帝に立った建文帝は斉泰、黄子澄らの意見をいれて、傍系の皇族勢力を抑えるために削藩を進めた。しかし、それは失敗に終わり、かえって藩王の一人燕王朱棣すなわち三代皇帝永楽帝によって帝位を奪われてしまった。ところが削藩自体は永楽帝によって、そのまま引き継がれ、以後藩王の勢力は縮小し、皇帝位の安定性は高まった。そしてその後は皇太子を除く諸子は年齢が達すると各地の王府へおくられ、これを之国、之藩と言った。以後、宣徳期に漢王朱高煦が、正徳期に安化王朱寘鐇、寧王朱宸濠が反乱を起こすが、いずれも皇帝位を揺るがせることなく鎮められている。

また、明朝には外戚の弊も少ない。十代皇帝の孝宗弘治帝のとき、孝宗が皇后の張氏の家を優遇したため、張氏の弟である寿寧侯張鶴齢、建昌伯張延齢に傲慢な振舞いが多く問題となったほかは、ほとんど外戚の弊の例は見られない。その原因は太祖が家法を厳正にしたことに加え、皇后馬氏が家法をよく守り、妃嬪以下をよく従えたためである。またその馬氏自身がはやくに戦災で両親をなくし、明が成った後も進んで自家をもとめることはしなかったため外戚を封する必要はなかった。また永楽帝の皇后徐氏も弟が封じられることを拒み、己の故を以て自家が優遇されることを嫌った。この馬氏や徐氏の態度は、皇帝を支えるべき皇后の美徳として位置づけされ、外戚を抑える風が明の内朝の中にできあがったのであろう。これによって皇帝に圧力をかける一方の勢力は消え、この点でも皇帝位の安定性は高められた。

このように傍系皇族と外戚を遠ざけた結果、明の内朝は非常にコンパクトな形に保たれた。これによって皇帝位の安定性は増し、独裁体制を支えるひとつの要因となったといえるだろう。しかし、その内朝の中には宦官という勢力も含まれてい

る。太祖は宦官には文字も教えず、これを重用しないことと戒めたが、永楽以来宦官の能力は成長し、司礼監という内朝の中では、かなりの高い発言力をもった衙門を中心に、内朝を支える官僚集団としての地位を確立したのである。そして明の内朝の独立性の高さのために、宦官の政治的地位は外臣に比するだけの高さを得たのである。

3　鎮守太監について

鎮守太監は明朝宦官独特の職で、各地方に派遣され、当地の軍隊を監察管理する任を担う特務職の代表例である。明以前の王朝を見てみると、宦官が軍隊を預けられて、実際の軍事活動に参加する例はよくみられる。特に唐朝では、楊思勗・李輔国など軍功を以て昇進するものが多い。軍隊は君主制を支えるひとつの大きな柱であるから、皇帝位を安定させるために、これを堅持することは皇帝にとって最重要課題といえる。宦官に軍隊の管理がまかされるのは、近侍として仕える中で、皇帝の最大の信頼をかち得るからである。最初は単に見張り役としてだが、次第に軍隊の統轄権そのものを掌握する。明朝では、単に皇帝から勅命を受けて特別に軍隊をみるばかりではなく、鎮守官として軍営に常駐し、外臣とともに指揮組織に組み込まれた。その鎮守の宦官側の首が鎮守太監である。鎮守太監の設置について、やはり王世貞『弇山堂別集』から関係史料を引くと、[22] 次のような経過をたどっている。

1　是年（永楽三年）三月、命太監鄭和等率兵二万七千人、行賞賜西洋古里満剌諸国。案、此内臣将兵之始也。和自是凡三下西洋、皆有功、人謂之三宝太監。

2　（永楽）八年、都督譚青等営有内官王安・王彦之・三保・脱脱。案、此内臣監軍之始也、然名次青等後。

3　其年（永楽八年）敕内官馬靖往甘粛巡視、「如鎮守西寧侯宋琥処事有未到処、密与之商議、務要停当、爾来回話」案、此内臣出鎮之始也、然職尚止巡視、事畢回京。

4　洪熙元年正月丁未、命内官監太監鄭和領下番官軍守備南京、在内与太監王景弘・朱卜花・唐観保協同管事、遇外有事、同襄城伯李隆・駙馬都尉沐昕計議而行。案、此南京守備之始也。

5　其年（洪熙元年）二月、敕甘粛総兵官都督費瓛・鎮守太監王安。案、此鎮守之始見者也、計永楽末已有之矣。

これに従えば、明朝において初めて宦官に兵が預けられたのが永楽三年、鄭和の南海遠征を機会にしてのことであった。そして、八年には監視役として軍営に在り、同年には内官馬靖が勅命を受けて鎮に赴いた。しかし、この時は常駐ではなくて、洪熙元年になってまず南京守備が設けられ、鄭和以下が派遣され南京守備太監の始めとなった。王世貞の見解では鎮守太監が初めて史料中に現われるのは洪熙元年であるが、おそらくは永楽の末年には既に存在していただろうということである。

このような宦官による監軍は、この後、順調に発展し、辺境における異民族の侵入や反乱、藩王の反乱に対する軍事活動においても、宦官は武官と与に参加している。『明会典』の規定を見ると、巻百二十六、兵部九、鎮戍に

凡天下要害地方、皆設官統兵鎮戍、其総鎮一方者曰鎮守、守一路者曰分守、独守一堡一城者曰守備、与主将同一城者曰協守。又有提督・提調・巡視・備禦・領班・備倭等名、各因事異職焉。

其総鎮或掛将軍印或不掛印皆曰総兵、次曰副総兵、次曰参将、又次遊撃将軍。旧於公侯伯都督指揮等官内、推挙充任。

其鎮守内臣、自永楽初、出鎮遼東・開原及山西等処、自後各辺、以次添設、而鎮守之下又有分守・守備・監鎗諸内臣。

嘉靖十七年、令鎮守内臣、原不系太祖定制、次第裁革。十八年、尽数取回、于是辺政粛清、軍民称便。

とある。実際ここに規定されているとおり、各地方の軍営には総兵官を首とする武官系統の鎮守官とともに、鎮守太監を首とする内官系統の鎮守内臣がとどまり、虜寇や民族反乱に対処している。その具体的な様子は、『明実録』の諸処に数多く記されている。成化年間の大同の情景をもって、その一例として示せば次のとおりである。

成化三年五月乙丑

兵部侍郎程信奏、大同西路達族擁衆深入搶掠、而右少監韋力轉・参将都指揮使秦傑防守不謹、左少監覃璣・修武伯沈煜・都督僉事張瑀由中路。臣偕都御史王越等随後策応屢與賊戦殺敗賊衆生擒一十二人斬首二十七顆獲鞍馬一百二十匹弓箭什物無算

成化三年五月丁卯

鎮守大同左少監覃璣奏、達族大勢入境、官軍分為四路、都指揮李愷等為左哨、都指揮馬儀等右哨、修武伯沈煜・都督僉事張瑀由中路。臣偕都御史王越等随後策応屢與賊戦殺敗賊衆生擒一十二人斬首二十七顆獲鞍馬一百二十匹弓箭什物無算

詔覃璣等三員俱陞一級沈煜等三員、宜従厚賞余官軍陞賞有差。

成化三年六月辛巳
賞大同有功官軍八百六十員名、綵段白金布絹有差。其鎮守少監覃璣等進官一級、総兵官修武伯沈煜賛理軍務都御史王越等賞賚視常例有加。
成化五年六月丙子
録大同殺賊功陞奉御張普林・都指揮僉事張瑛俱一級賞太監覃璣韋正彰武伯楊信銀十両綵段三表裏、都督僉事徐恕右副都御史王越銀五両綵段二表裏都指揮以下官及旗軍人等共三千八十六員名各陞賞有差。

とこのように鎮守の得失を伝える記事が見られる。

たが鎮守太監の存在は概して不評であり、それは権力をかさにきた横暴な態度や、私的な経済活動に由来しているのだが、軍政上の問題はより重いものがあったようである。孝宗実録巻一七〇弘治十四年正月丙子の条には、吏部侍郎王鏊が「重主将」と題して次のような訴えをおこしている。[23]

今日辺方之重者、曰大同、曰宣府、曰延綏、榆林。其在辺将之任、内臣則有太監、武臣則有総兵、文臣則有都御史。都御史欲調兵、総兵不可、而止者有矣。総兵欲出兵、太監不可、而止者有矣。大同有急、欲調宣府之兵而不能。延綏有急、欲調大同之兵而不可。権分於将多、威奪於位埒、欲望成功難矣。

王鏊の訴えは鎮守の指揮組織に三者があり、それぞれ牽制し合うようなシステムとなっており、急を要する軍事活動をなすのにたいへん不便である、ということである。

宦官が軍に関わるのは、元来監視目的が主であり、それは皇帝が軍隊の安定保持をはかったことに由来している。過去の王朝の歴史を見ると、近侍の宦官への信頼をたよりに、監視役を越えて軍隊の行使権を漸次的に宦官の手に渡してきた。しかし、明に見られるものは、提督京営にしろ、本節で示した鎮守内臣にしろ、武官系統と内官系統の競合、またはこれに文官系統を加えた鼎の体制を形成しており、それらが互いに牽制しあうようにして皇帝の軍隊保持を確かにしている。そのことを第一とし軍隊の多少の融通性の無さには目をつぶっていたのである。この明の体制の中にあって、宦官は内官として、武官・文官と並立するひとつの官僚集団としてあるのである。そしてその内官という集団を特徴づける一般的性格は、天下

万民のための官ではなく、皇帝一家のための官としてつとめることである。本節が主題とした鎮守太監の在り方は、内官という官僚集団を独自の官僚集団として成長させた明の政治体制の形を投影したものといえる。

むすび

以上、明朝宦官について述べてきたが、これを簡単にまとめると次のようになる。中国では伝統的に宦官制度を存してきたが、その求められる本来の役割は、皇帝の正統を守るための後宮の使用人としてであった。しかし、皇帝の側近として仕え信頼をかち得る中から、監軍などの特務を任せられることがしばしばであった。この様な特務職を得るところから宦官の隆盛は始まるのが通例である。明朝においても宦官の特務職は各方面において充実しており、外臣の占めるべき地位を侵し、それと拮抗するだけの力をもつ集団となった。その宦官集団の頂点に立つ司礼監であるが、司礼監はもともとは宦官を統べるために設けられた衙門ではない。当初内府衙門統轄の役は、唐宋の制を受けた内官監にあった。しかし、それは太祖の政策によってその役を除かれた。ところが司礼監の職能として求められる学識が司礼監の地位そのものを高め、ついに陰の内閣として明の政治体制の中に君臨するだけの突出した地位を得たのである。過去の王朝においては宦官を統べる衙門として宦官の筆頭衙門が起こったのに対し、むしろ明では内朝の秩序の規範を掌する司礼監が、内朝全体の中での発言力を高めて、宦官の筆頭衙門となったことが考えられる。太祖の戒めを破るような形で、明の宦官は隆盛したが、明朝の政治体制の中における彼らの地位は内官という官僚の一系統として、他方の武官、文官を牽制するものであった。というのも、宦官は皇帝を賛助してこそ身の立つ存在であるから、皇帝を第一と考える最も強力な皇権擁護者となり得るからである。その基本的な姿勢は天下万民のためではなく、皇帝のため、あるいは皇帝の母体である内朝のために尽くすものであった。

明朝宦官の出動先は、軍事・経済・宗教・外交と様々であり、明代社会のあらゆる部門を網羅しているといってよい。その中で従来強調されていたのは、ただただ貪欲で凶悪な宦官の姿であった。しかし、内官と総称され、完成された皇帝独裁体制をとる明の政治組織の中に組み込まれて、帝室を支える内朝官僚として一方の勢力となったのも事実である。よく糾弾される砿税・織造の件も、その活動は帝室財政の運営に端を発している。宦官個人の違法経済行為も盛んであるが、その前提として宦官に課せられた務めがあることを忘れてはならない。

中国の官僚組織は皇帝独裁の発展にともない、内容や構造を様々に変容させてきた。明代において、宦官が「内官」として伸張してきたことは、その一形態であり中国の伝統としてきた政治文化の産物なのである。

註

(1) 三田村泰助『宦官』—側近政治の構造—（中公新書7　一九六三版　中央公論社）

(2) 本稿においてもよく利用した日本におけるおもな明朝宦官研究には次のようなものがある。陰の内閣と称されるべき行政への影響力をもった司礼監の地位については谷光隆「成化時代における司礼監の地位」があり、間野潛龍「明代の武当山と宦官の進出」では、宗教行政に関しての宦官の派遣の実態が描かれている。また、明代には自ら去勢して宦官となり用いられようとする者も出てきて社会問題になったが、これについては清水泰次「自宮宦官の研究」がある。これらの研究は明代の宦官の具体的問題を的確に捉えており明朝宦官の全体像を捉えて行く上では欠くことのできない価値ある資料である。しかし、日本でのこれまでの研究は、こういった部分的な研究が多く、時期も限られたものが多い。その点では、正徳時代の中央の政治動向を描いた阪倉篤秀の「武宗朝における八虎打倒計画について」や間野潛龍「宦官劉瑾と張永の対立」なども、明朝全体の宦官の世界を描いているのではない。

谷　光隆「成化時代における司礼監の地位」（東洋史研究一三—三、一九五四）

間野潛龍『明代文化史研究』第四章、第一～四節

清水泰次「自宮宦官の研究」（史学雑誌四三—一、一九三二）

阪倉篤秀「武宗朝における八虎打倒計画について」（『明清時代の政治と社会』小野和子編、京都大学人文科学研究所発行。昭和五十八年）

(3) 間野潛龍「宦官劉瑾と張永の対立」（『三田村博士古希記念東洋史論集』立命館大学人文学会発行。昭和五十五年）

『明史』巻三百四　懐恩伝

同時有覃吉者、不知所由進、以老闈侍太子。太子年九歳、吉口授四書章句及古今政典。憲宗賜太子莊田、吉勧毋受曰「天下皆太子有也。」太子偶従内侍読仏経、吉入、太子驚曰「老伴来矣。」亟手孝経。吉跪曰「太子誦仏書乎。」曰「無有。孝経耳。」吉頓首曰「甚善。仏書誕、不可信也。」弘治之世、政治醇美、君徳清明、端本正始、吉有力焉。

(4) 劉若愚『酌中志』王雲五主編　叢書集成初編　商務印書館発行　中華民国二四年十二月初版

(5) 『明史』によれば、十庫と収容物を次のように挙げている。

甲字庫……銀硃、黄丹、烏梅、藤黄、水銀等

乙字庫……奏本等紙及各省所解胖襖
丙字庫……絲綿、布匹
丁字庫……生漆、桐油
戊字庫……弓箭、盔甲
承運庫……黄白、生絹
広盈庫……紗羅、諸帛匹
広恵庫……巾帕、梳篦、刷抿、銭貫、鈔錠之類
贓罰庫……没入官物

このように実は『明史』では九つの庫しか載せていない。『酌中志』によれば、広盈庫はなく、これに広運庫（黄紅等色平羅熟絹、各色杭紗及綿布）と広積庫（職掌浄盆焰硝硫黄、聴盔甲廠等処成造火薬）を加えている。

(6) 『明史』巻三百四、王振伝
帝方傾心、賜振敕、極褒美。振権日益積重、公侯勲戚呼曰翁父。畏禍者争附振免死賕賂輳集。

(7) 丁易『明代特務政治』汲古書院一九七一刊　第二節「執行屠殺的幾座地獄」（一）東西廠和内行廠　（二）錦衣衛

(8) 間野「宦官劉瑾と張永との対立」によれば、張永は正徳の宦官で、劉瑾の仲間として知られ、八虎の一人にも数えられていた。しかし、正徳三年前後から劉瑾との間に隙を生じ対立するようになった。張永は団営の操練にあたっていたことから、正徳五年四月におきた安化王朱鏞の反乱の際に総督寧夏等処軍務となって鎮圧に向かった。反乱は彼の到着を待たずして解決したが、同時に総制陝西延綏寧夏甘涼各路軍務として起用された楊一清とともに劉瑾打倒を計画し、帰還後に劉瑾を逮捕し排除することに成功した。

(9) 王世貞『弇山堂別集』中華書局　巻九十　中官考一　一七二五頁

(10) 同　右　巻九十一　中官考二　一七四一頁
天花は天花菜、舞茸のこと。光緒十八年刊『山西通志』巻一百　風土記下　物産によれば、
天花出五臺榆肉出大同皆菌属也。香蕈即蘑菇。其生辺外者曰口蘑、生台山者曰臺蘑。潘之恒「広菌譜」
天花蕈即天花菜出五台山。形如松花而大如斗、香気如蕈、白色食之甚美。

(11) 『旧唐書』巻百八十四　宦官伝

(12) 『酌中志』では「自宣徳年間創建、始命大学士陳山教授之、後以詞臣任之、凡奉旨収入官人、選年十歳上下者二三百人」と伝える。内書堂は明の宦官が政治権力を握ることとなった最大の要因として挙げるものも多く、顧炎武『日知録』では、「大権旁落不可復収得、非内書堂階之厲乎。」と述べる。

(13) 元来は上奏文があれば、まず大学士が決裁の原案である「票擬」をつくる。皇帝はこれを元に決裁、すなわち「批答」を書くのだが、皇帝

自身が自らの手で書く批答はわずか数件に過ぎず、票擬は司礼監太監の手によって整理され、皇帝自筆のものを除いては、司礼監の秉筆隨堂太監がこれを代筆する。ほとんどは票擬がそのまま批答となるのだが、司礼監には東廠などの特別な情報源があるので、票擬に異論が出る場合がある。その際には、司礼監の首である掌印太監と秉筆隨堂太監の内から任命される東廠の長官などが協議して、文書をもって票擬に添えて皇帝に差し出す。これが「搭票」と呼ばれるものである。この制度に従えば、皇帝が暗愚であったり、怠慢であったりすれば、最終的な国策の裁決段階は司礼監が握ることになるのである。

(14) 『弇山堂別集』巻九十　一七二四～二五

(15) 同　　右　一七二五～二六

(16) 同　　右　一七二四

(17) 『宣宗実録』宣德七年正月庚午

(18) 『明史』巻三百四　金英伝

(19) 『明史』巻三百四　宦官伝

初、太祖制、内臣不許読書識字。後宣宗設内書堂、選小内侍、令大学士陳山教習之、遂為定制。用是多通文墨、暁古今、逞其智巧、逢君作奸。

(20) 『明史』巻一百十四　孝宗孝康皇后張氏伝

帝頗優礼外家、追封（張）巒昌国公、封后弟鶴齢寿寧侯、延齢建昌伯、為后立家廟於興済、工作壮麗、数年始畢。鶴齢延齢並注籍宮禁、縦家人為奸利、中外諸臣以為言、帝以后故不問。

(21) 『明史』巻一百十三　成祖仁孝徐皇后

初、后弟増寿常以国情輸之燕、為恵帝所誅。至是欲贈爵、后力言不可。帝不聴、竟封定国公、命其子景昌襲、乃以告后、后曰「非妾志也。」終弗謝。

(22) 『弇山堂別集』巻九十　一七二七～二八頁

(23) この時の王鏊の上奏は禦虜八事として、一「定廟筭」、二「重主将」、三「厳法令」、四「恤辺民」、五「広召募」、六「用間」、七「分兵」、八「出奇」の八事を奏する。